

令和5年第3回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年3月10日					
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和5年3月10日 10時30分	開会宣言	縄田 緑			
	閉会 令和5年3月10日 11時10分	閉会宣言	縄田 緑			
付議案件	① 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について (2 件) ② 議案第9号 農用地利用集積計画(案)の決定について (18 件) ③ 議案第10号 農業振興地域整備計画における変更(案)に関する 意見について (1 件) ④ 議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案) ⑤ 議案第12号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について ⑥ 通知第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11 件)					
出席及び欠席	出席 15 名			欠席 0 名		
議事録署名委員	12 番	井手 勇	13 番	中村 由美		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松尾 典子	庶務係長	犬丸 貴弘		
	主任	尾籠 拓自				
農業委員 出席状況	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	武田 陽一	○	9	田中 久	○
	2	山田 恵子	○	10	松尾 孝嗣	○
	3	嶋田 尋美	○	11	品原 勇二	○
	4	田子森 富雄	○	12	井手 勇	○
	5	中嶋 誠	○	13	中村 由美	○
	6	藤島 進	○	14	縄田 緑	○
	7	添田 實	○	15	縄田 精二	○
	8	山崎 健一	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
	泉河内	嶋田 保敏	○			

第3回嘉麻市農業委員会総会（令和5年3月10日）

- 事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。
本日の出欠状況をご報告いたします。
在任委員15名中、出席者15名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。
- 事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。
事前に投函しておりました令和5年第3回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と本日お配りしています福岡県農業会議飯塚支部嘉飯分会 農業委員研修会のご案内と令和5年度 農業委員会総会予定表、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律についての冊子の5点です。ご確認をお願いいたします。
また議案書の送付についてですが、のちほど説明いたします議案第12号の令和5年度最適化活動の目標の設定等について、県より3月中に設定するよう指導があり、資料作成に時間を要して送付が遅れ申し訳ありません。

それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
- 副会長 只今より、令和5年第3回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局 続きまして「農業委員憲章」の朗読でございますが、新型コロナウイルスの感染予防のため、読み上げにつきましては、中止させていただきますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- 事務局 会長挨拶をお願いいたします。
- 会長 【会長挨拶】
- 事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。
それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？
- 会場 【異議なしの声】
- 議長 署名委員につきましては、12番の井手委員と13番の中村委員をお願いします。
それでは、議事に入ります。議案第8号を議題といたします。
- 事務局 それでは1ページをお願いいたします。
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

出資者がやめると言っても、20年間は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が発電するという文書になっております。撤去する場合は、修繕や撤去費用を積み立てしているため撤去しないでそのまま放置することはない。

だから手続き的には申請書が出て、住民説明会をして検討して、それに対して今のところ、反対意見は来ていないので、手続き上は問題なさそうということです。

武田委員 これ所有権移転してるってことは、移転するんですか。

井手委員 はい。売買による所有権移転です。

武田委員 それで、責任もってするっていうのは関係ない。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がそれを継続するというのは、個人の持ち土地なんで。

出資者の話も聞いたんですけど〇〇〇〇の子会社です。

大半は〇〇〇〇なんで。

今建ったとしても、10年後20年後っていうのは、多分10年後20年後皆さんご健在か不明です。

その時に自分たちのその子供たち、お孫さんたちが、嫌な思いするかもしれない。

あとはこの嘉麻市、牛隈の件で私6月にも反対してます。

議会の方に出してくれていう、多分言っていない。

だからそういうところを、農業委員会だけで決めるというものではないと思います。

それはきちんと議会の方で話をしてもらって、福岡県だったら県でそのところを判断してもらわないと、多分この中で責任取れない。

もし撤去して例えば何か違うものが立ちました。

そうなったときに、例えば井手さんその時亡くなっておられない。

今後お子さんとか、お孫さんたちがいたときに、お前のおじいさんたちがこんなことを許可してるからこんなになってる、そういうふうになってしまいます。

1人の責任じゃなくて、この嘉麻市全体の責任として考えなくてはいけない。

井手委員 私もそうしていただきたいんです。

例えば条例のときに、住宅地があって、そこから3メートル300メートルとか離れたところでないと許可しないと。

そういうのを、条例内で作って欲しいです。

私は要するに、本当は作ってもらいたくないです。

責任取れないから。

でも、地権者はもう契約して売買して、計画が進んでいる。

私が農事区長という立場で、判断する。

これ非常に重い判断です。

だから印鑑押したけど、地域住民の了解のもとで、というような条件付の印鑑を押しています。それを市と県に伝えていると行政書士は。

住民の方が、先日見えたんですけど、止まりませんねという話で、住民自ら嘉麻市長に、要望書というか請願書を作って出しますのでいいですかって言うから、それはいいですよといった話をしております。

行政区長の名前で作った文書が嘉麻市長宛にということで聞いています。

田中委員 売買は済んでいると思うのですが解約はできないのですか？

武田委員 解約はしなくていいと思います。

もうお金は支払ってもらっているし、ただそこに建てないと言われたら全然問題ないです。

ただその後は〇〇〇〇〇〇〇〇〇が例えば、完全に許可を取らずに買っているんだから、責任は向こうにあるんで、裁判になったとしても。

事務局 農地は許可がないと売買は行えません。

藤嶋委員 全部必要書類がそろって、住民も完全には反対していないとしても

農業委員会ですどこまで作業ができるか。

ここにこういったものを作りたいということに農業委員会に反対する権限はあるのですか？

事務局 一応農地転用の許可基準というのがありますので、その基準に基づいて、審査をする以外は、これをここに作られたら困るとか、そういった理由で不許可にすることは不可能です。不許可と言っても裁判で負けるので。

許可基準に沿っていないからという事で否決することはできますけれど、県とも打ち合わせをして許可基準の上では問題ないと。

藤嶋委員 では、地域住民が困るだろうということで農業委員会が反対することはできない訳ですか？

事務局 水利の問題で条件がついていますので、その条件が十分にそろわなかったところで、水利同意が取れないという事になれば実際実現するのは難しいかと思います。

〇〇〇〇とか言われてますけれども、農地であるから、農業委員会で話が出るだけで雑種地など許可不要ですので、もうそういったところに売買されてる可能性もあります。

農業委員会の中で、農地を転用するっていう意味では、その〇〇〇〇とか話はちょっと別問題ではないかと思います。

井手委員 〇〇の場合、これ今、畑水田なんですね。

これを売買で、太陽光発電になると、その土地の地目はどうなりますか？

事務局 転用した時点で雑種地になります

登記を変えるか変えないかは、不動産登記上の問題ですけど、課税と、うちの農地台帳からは落ちてしまいます。

武田委員 今言われる、〇〇〇〇関係あると思うんですよ。

この地域で太陽光発電が出来てしまった今後のことを考えてください。
そこまで考えず、今までもOK 出している。
出来上がった後に問題起こってしまってもその時点ではどこに聞いていいかわからない。
日本というのは建ってしまった後に撤去命令はできません。
これは農業委員会だけでは決められない。
転用はいいけど、そこに例えば太陽光建てますといった話入ってるんで、そこは嘉麻市全体で考えてもらわないといけないという提案を6月にも出していたのですが、多分議会にも挙がっていない。
本当に農業委員会で決めて建ってしまったら、印鑑押したら、井手委員の責任って言われたら何も言えません。

議長 事務局の話、武田委員、井手委員の話を聞いても、農業委員会で結論を出す部分と、地元がある程度反対していないのでそれが通って農業委員会に案件が挙がってきていることを踏まえて、それに対する判断をするというのが現実的なところであると。あとのことを考えて農業委員会が決めても、農業委員会で止めても、事業自体は止めようがないのではないかと。
その辺りは地元で反対が上がってきているなら継続審議とか、もう少し地元で話をまとめてといったことになると思うけど、井手委員の話から地元も今大きな反対はない。準備してる段階で、農業委員会としては、武田委員からのいろいろな意見をこの委員会で発言を受けても判断に困りますので結果としてもう採決を取りたいと。

武田委員 採決できないと思います。
さっき言ったように議員引っ張ってきて、市長入れた状態での判断でない。これだけでとりあえず転用OK 出しました。
転用をして営業するようになるためのスタートですよ。
そこでOK がとれてる。
例えばここで、許可になって、この〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がお金支払って所有権移転になった時点で、何も変えられないんですよ。

事務局 否決って理由は何？

武田委員 否決と決める理由ってというのはないです。だから、農業委員会だけの問題じゃないんじゃないのっていうのを。

事務局 議員や市長というのは農地転用っていうところでは全く別の問題です。

武田委員 別ではなく、例えば環境、災害等のことを考えてもらわなくてはならない。
例えば山の中にも太陽光作りました。水害が起こります。
街中に太陽光を作りました。そうなれば気温が多少なりとも変わります。
それはここで決めるんじゃないなくて市として話し合う必要がある。

事務局 林地、山の上で太陽光発電ということになれば林地開発ということでやはり県の許可が必要になります。農地転用も農業委員会の方で審議しますが、許可は県の方です。

武田委員 だからこの嘉麻市農業委員会が福岡県に言うのではなく、この嘉麻市で話していくしかないのでは。

事務局 農業委員会が嘉麻市に、太陽光発電を制限してほしいというような要望をするということですか？

武田委員 本当は制限しようって言いたいですけれど、農地だけで考えれば別に問題ない。そのあとの環境的にといったことを、そういうのを考えなくちゃいけない。今から先例えば耕作している田んぼを、それを全部宅地にしようとしたらできるんです。市が動いて県が動いて国が動いていけば。それが例えば安全な方向に行くんだったらいいけど。ちょっと違うんじゃないのかといったクエスチョンが出れば、それは話し合う。

事務局 今回の転用ですが、もし否決するとなっても継続するとなっても、地権者の方は農地を手放したいっていう、その権利があります。結局のところ農業委員会は、基準にのっとって問題があるかないかっていう審議をします。

武田委員 田を転用して雑種地にするとします
そこに産廃埋めるとなると問題になりますよね？

事務局 それは農地に限らずです。

武田委員 農地にそういうことがあると
転用させたからそうなったと責任の問題になるのではないか。

井手委員 昔農業されて、畑を作ったり、水田を作ったり、裏田をしたり。
地主の方はもう農業やめた人です。
辞めているので何も耕作しない、そうすると草が伸びる。草を刈る。
その後どうなっていくか。若い人がいれば、草を刈る作業もできますが、相続人の中には女性が田を相続しても、草も刈れず知り合いを頼って刈ってもらっている。
現在もそういう状況を把握していますので、地権者が手放したいというのを否定はできません。
否定はできませんが、あの場所にとって欲しくないというのが私の本心で、そうなるとうような判断もできないでいる。どちらかと言えば宅地に転用して、家が建ち人口の増加につながればと思いますが、地主の方の年齢的なことを考えると許可しないこと自体が難しいのではないかと。
そう判断せざるを得ないので、住民説明会まで開いていただいた。それでも納得できず地権者が売る契約を結ぶならしょうがないなっていう気持ちで、地域の住民の人は、賛

計 18 件 57 筆 76,826 ㎡
所有権移転が 1 件 2 筆 3,420 ㎡

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは 6 ページから 10 ページをお願いいたします。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議
よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 本案について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思いを
ここで中村委員の入室をお願いします。

続きまして、議案第 10 号を議題といたします

事 務 局 それでは、11 ページをお願いいたします。
議案第 10 号 農業振興地域整備計画における変更（案）に関する意見について
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見
が求められているため審議に付する
令和 5 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、先に開
かれまして嘉麻市農業振興地域整備促進協議会の審議の可決を得て、市長部局より農業
委員会に意見が求められているもので、今回は農業振興地域整備計画の変更が 2 件出
されており編入 1 件、用途区分の変更 1 件となっております。

それでは、資料の 9 ページをお願いいたします。

整理番号 1 申請地：〇〇〇〇180 番 1 用途区分：農用地 台帳地目：田 現況
地目：田 面積：1,153 ㎡

計画変更の内容は編入、変更目的は農地集積となっております。

資料といたしましては 10 ページに位置図、11 ページに申請地図を添付しております。

続きまして、資料の 12 ページをお願いいたします。

整理番号 2 申請地：〇〇〇〇〇〇593 番 1 用途区分：農用地 台帳地目：田 現
況地目：田 面積：3,083 ㎡のうち 2,508 ㎡

計画変更の内容は用途区分の変更、変更目的は農業用施設用地（農業生産用資材庫：飼

事務局 料置場)となっております。
資料といたしましては13ページに位置図、14ページに申請地図を添付しております。
以上でございます。

議長 本件についてご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいでしょうか。
本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。

議長 続きまして、議案第11号を議題といたします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。
議案第11号 嘉麻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について
農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき定める標記指針の変更(案)について審議に付する。
令和5年3月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 それでは、14ページをお願いいたします。
本年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する条項が変更され、すべての農業委員会で作成または変更が求められております。

改正内容としましては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成が努力義務から必須となること、目標の達成状況の評価の方法の追加、そしてその区域内における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認められるときは、指針を変更しなければならないという3点になります。

それでは15ページをお願いします。
今回の改正において嘉麻市の指針においては、評価の方法の追加が該当しており、また人・農地プランから地域計画に変更された等、一部文言の追加を含めて赤で表記している部分の修正をおこなっております。
今回、議案として提案させていただきましたが、農業委員会法第7条第3項の規定にもとづき、農地利用最適化推進委員の意見聴取を行わなければならないため、郵送にて意見聴取を実施し、来月の総会において決定していただきたいと考えております。
以上です。よろしくお願いいたします。

この件につきましては、来月総会において決定したいと思いますので、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、議案第 12 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、21 ページをお願いいたします。
議案第 12 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について
標記の件について農業委員会の適正な業務実施に向けた具体的な活動計画として別紙
のとおり審議に付する。
令和 5 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

それでは、22 ページをお願いします。
令和 5 年度最適化活動の目標設定について点検・評価を行ったのち、次年度の設定を行
うべきですが、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された規制改革実施計画において「農林
水産省は農業委員会による最適化活動の推進等についての農林水産省経営局長通知」に
基づき、農業委員会は最適化活動の点検評価等が確実に行われるようにフォローすると
明記されていることから、農水省から 3 月中に目標設定を行い 4 月以降に点検・評価を
おこなった後、必要があれば修正を行うよう、強く指導されております。

よって、農地の集積状況等は 2 月末、現状での数値となっており、また令和 5 年 3 月 1
日付の農林水産省経営局長通知にて「農業委員会による最適化活動の推進等について」
の一部改正通知において、「前年度の活動日数の実績が目標として設定した活動日数を
上回った場合、当該実績以上の活動日数の目標として設定するものとする」とされてい
ることから、3 月末の実績確認後でない目標とする日数が定まらないことから後日修
正がでる可能性も考えられます。

このことを踏まえていただき、今回令和 5 年度の目標の設定を 3 月総会で決定してい
ただきたいと提案するものです。
以上です。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり決定し、市のホームページに公表することにいたします。

議 長 続きまして、通知第 3 号を議題といたします。

事務局 それでは、25 ページをお願いいたします。
通知第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和 5 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は 11 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております
26 ページから 28 ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議長 本件は報告のみでございます。

議長 続きまして、会議次第 5 番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 次回総会の日程について、4 月 10 日（月）10：30～となっております。
次に別紙でお配りしております福岡県農業会議飯塚支部嘉飯分会研修会のご案内をお願い
いたします。
4 月 25 日（火）13：30 から桂川町 住民センターで開催されます。
4 月 10 日（月）までに出席の連絡をお願いいたします。

議長 また、本日配付しております、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律につい
ての冊子をお願いいたします。
令和 5 年 2 月版として農水省のホームページに掲載されたものをお配りしています。
ページをめくっていただきまして、本年 4 月 1 日改正された地域計画や目標地図につい
ての情報が掲載されておりますので、お目通しください。
今回、説明させていただくのは、目次の 6、人の確保・育成の部分の農地法改正に伴う
下限面積要件の廃止についてと農地法関係事務に係る処理基準一部改正についての部
分です。
それでは 21 ページと 22 ページをお開きください。
22 ページに下限面積要件を廃止した背景が記載されております。
農業者の減少・高齢化が加速する中であっては、認定農業者等の担い手だけではなく、
経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入するものを地域内外から取
り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点から、下限面積要
件を廃止することとなりました。
4 月 1 日以降の許可から適用されます。よって、次回の農業委員会総会で提案される農
地法第 3 条申請から 21 ページ中段の許可基準で審査を行うこととなりますのでよろ
しく申し上げます。
以上です。

議長 委員さんの方からは、何かございませんか？

山田委員 第 3 回嘉麻市女性農業学習会のチラシをお配りしております。
第 2 回で農業に興味のある女性の参加者が少なかったこともあり

参加対象を農業に興味のある女性といったことを撤廃しまして、ぜひとも皆様にご参加
いただきたくご案内しております。

3月24日こちらの5Aにて開催いたします。

今回はわたくしが食べ物のお話をさせていただきます。

わたくし、小中学校で38年間管理栄養士をしておりまして、食育という事で子供たち
に食事の勉強をしてきました。

農業の存続やお米の大切さ、栄養といった点を子供たちに伝え、体にいいものを食べて
もらいたく、日本の農業が廃れないようにといった思いでお話をさせていただきたいと
思っています。

ぜひともお知り合い等にお声がけいただきご参加くださいますようお願いいたします。

議 長 他にございませんか？

事 務 局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして、令和5年第3回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

12 番委員

13 番委員
